



第44回 定時株主総会 招集ご通知

平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日

■ 開催日時

平成29年 1 月27日(金曜日)午前11時
(午前10時より受付開始)

■ 開催場所

仙台市青葉区上杉2丁目1番50号
仙台勝山館 4階 彩雲

目 次

	頁
第44回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類	15
監査報告書	29
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 定款一部変更の件	32
第3号議案 取締役1名選任の件	34
第4号議案 取締役に対する 株式報酬型ストック・ オプションに関する 報酬等の決定の件	35

株式会社フジ・コーポレーション
(証券コード：7605)

株 主 各 位

宮城県富谷市成田一丁目7番1号

株式会社フジ・コーポレーション

代表取締役 遠藤 文樹

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年1月26日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年1月27日（金曜日）午前11時（午前10時より受付開始）
2. 場 所 仙台市青葉区上杉2丁目1番50号
仙台勝山館 4階 彩雲
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 第44期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年1月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、平成29年1月26日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、37～38ページをご参照ください。）

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

お願い

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujicorporation.com/company/>) に掲載させていただきます。

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、政府の経済政策による企業収益及び雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られたものの、為替の急激な変動、中国をはじめとする新興国の景気減速懸念や、英国のEU離脱問題等による欧州経済の低迷が顕在化しており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社におきましては、第1四半期に暖冬の影響によりスタッドレスタイヤの需要が落ち込んだことで、店舗売上は厳しい状況のスタートとなりましたが、第2四半期以降には回復傾向が見られました。本部売上は平成27年9月竣工の第3ロジスティクス及び自動組込装置が順調に稼働したことにより好調に推移しました。また、平成28年3月に宇都宮店を宇都宮市明保野町に新設移転しておりますが、同市鶴田町に保有する固定資産(旧宇都宮店)について他業種への賃貸を決定したため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、使用方法の変更による将来の回収可能性を検討した結果、当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額することとし、減損損失額218百万円を特別損失に計上しております。

この結果、当事業年度の売上高は29,036百万円(前事業年度比1,446百万円、5.2%増)となりました。売上高を商品別に見ますと、タイヤ・ホイールは売上金額25,575百万円(前事業年度比1,260百万円、5.2%増)、売上本数2,659千本(前事業年度比243千本、10.1%増)となりました。用品は売上金額1,095百万円(前事業年度比125百万円、12.9%増)、作業料は売上金額2,364百万円(前事業年度比60百万円、2.6%増)となっております。売上構成比は、タイヤ・ホイール88.1%(前事業年度88.1%)、用品3.8%(前事業年度3.5%)、作業料8.1%(前事業年度8.4%)となりました。また、販路別売上高の状況は、店舗売上高18,063百万円(前事業年度比520百万円、3.0%増)、本部売上高10,973百万円(前事業年度比925百万円、9.2%増)となっております。

当事業年度の経営成績を総括いたしますと、営業利益2,200百万円(前事業年度比2百万円、0.1%増)、経常利益2,259百万円(前事業年度122百万円、5.2%減)、当期純利益1,355百万円(前事業年度比248百万円、15.5%減)となっております。

2. 対処すべき課題

現在の我が国の経済は、政府の経済政策を背景に、景気は緩やかに回復しつつあるものの、依然として先行きに不透明感が残っております。今後、当社といたしましても一部上場企業としての社会的責任を全うすべく、事業の基盤固めを推進していく必要性を認識しております。

(コーポレート・ガバナンスに関する取組み)

現在未対応事項である社外取締役2名以上の選任については、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反の生じるおそれのない適任者を当期の定時株主総会において選任することで、独立した客観的な立場に基づく監督機能の向上に努めてまいります。

(業務の効率化と社員の能力向上に関する取組み)

出店地域の広域化や販売方法の多様化により、業務の効率化とそれを支える社員の能力向上は、今後のさらなる業容拡大に向けて重要な課題と認識しております。そこで当社では、営業部門各部（店舗営業部、本社営業部及び法人営業部）をそれぞれ2つに分け、指揮命令系統の円滑化を図ってまいりました。今後も様々な変革に対応できる人材を育成する体制を整えるため、社内外の研修や社員育成プログラムを取り入れ、業務の効率化及び社員一人一人の資質の向上を図ってまいります。

(労働環境の改善に関する取組み)

全社的にスタッドレスタイヤの販売が始まる冬季需要期には、普段の3倍近い売上が発生するため、人員不足に陥ってしまいます。その解決策として今後も、派遣社員の利用、出荷作業の外注化、さらなる物流システムのオートメーション化を推進していくことで、繁忙期の労働環境の改善に努めてまいります。

(環境問題への取組み)

当社は「Fun to Share」キャンペーンに賛同し、店舗備品のリサイクル、リユースを全社で実行するとともに、通信販売等のお客様へ商品を発送する際の梱包には、リサイクル品であるダンボール、エアクッションシート及びPPバンドを必要最小限に使用するなど、今後も地球環境問題に取り組んでまいります。

3. 設備投資等の状況

(1) 当期中における設備投資総額は、718百万円であり、主に移転出店に係るものであります。

(2) 当期中における主要な設備投資は次のとおりであります。

スペシャルブランド宇都宮店	121,110千円
スペシャルブランド川越店	108,726千円
スペシャルブランド宇都宮東店	175,135千円
スペシャルブランド武蔵村山店	167,393千円

4. 資金調達の状況

当社は、業容拡大に対して機動的な資金調達を行うため、取引銀行14行と当座貸越契約を締結しております。なお、当期末における借入極度額と未実行残高は次のとおりであります。

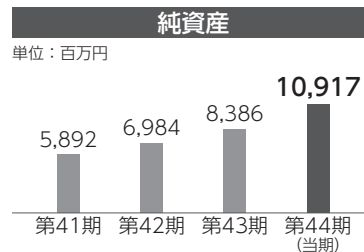
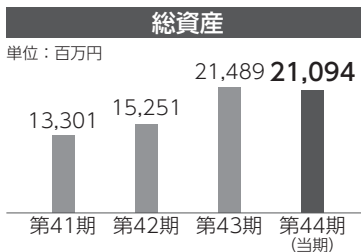
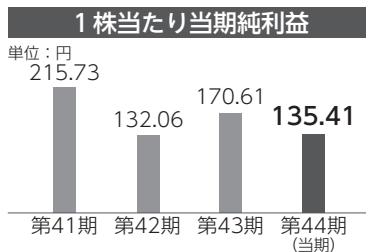
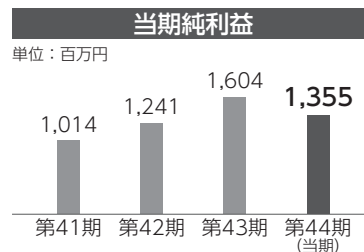
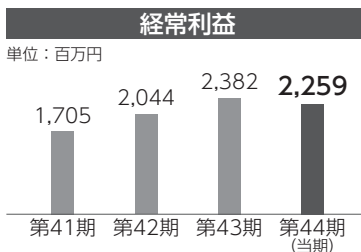
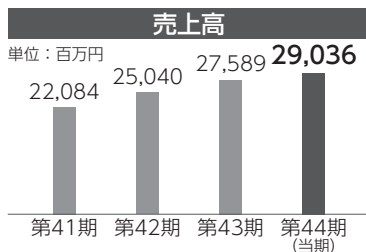
当座貸越極度額	59億円
借入未実行残高	59億円

5. 財産及び損益の状況

区 分	第41期 (平成25年10月期)	第42期 (平成26年10月期)	第43期 (平成27年10月期)	第44期 (当期) (平成28年10月期)
売上高 (千円)	22,084,084	25,040,269	27,589,578	29,036,064
経常利益 (千円)	1,705,083	2,044,654	2,382,106	2,259,210
当期純利益 (千円)	1,014,378	1,241,885	1,604,346	1,355,977
1株当たり当期純利益 (円)	215.73	132.06	170.61	135.41
総資産 (千円)	13,301,543	15,251,845	21,489,173	21,094,146
純資産 (千円)	5,892,747	6,984,643	8,386,000	10,917,115
自己資本比率 (%)	44.3	45.8	39.0	51.8
1株当たり純資産 (円)	1,253.25	742.74	891.78	1,069.39

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

2. 当社は、平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。



6. 主要な事業内容

自動車用タイヤ、ホイール及びカー用品の店舗販売及び通信販売

7. 主要な営業所

本 社 宮城県富谷市

営業所 第2・第3ロジスティクス（宮城県富谷市）
名取ロジスティクス（宮城県名取市）

店 舗 タイヤ&ホイール館フジスペシャルブランド

札幌清田店（札幌市清田区）
盛岡店（岩手県盛岡市）
名取店（宮城県名取市）
新大宮バイパス店（さいたま市西区）
千葉穴川店（千葉市稲毛区）
伊勢崎店（群馬県伊勢崎市）
宇都宮東店（栃木県宇都宮市）
横浜店（横浜市都筑区）
静岡店（静岡市駿河区）
R21岐阜店（岐阜県岐阜市）
グリーンロード店（愛知県長久手市）
四日市店（三重県四日市市）
潮芦屋店（兵庫県芦屋市）

R45八戸店（青森県八戸市）
富谷WILD店（宮城県富谷市）
つくば店（茨城県つくば市）
川越店（埼玉県川越市）
柏沼南店（千葉県柏市）
宇都宮店（栃木県宇都宮市）
練馬店（東京都練馬区）
新潟竹尾IC店（新潟市東区）
浜松店（浜松市東区）
R1中川店（名古屋市中川区）
岡崎店（愛知県岡崎市）
大阪箕面店（大阪府箕面市）

タイヤ&ホイール館フジ

一関店（岩手県一関市）
泉八乙女店（仙台市泉区）
郡山店（福島県郡山市）
高崎店（群馬県高崎市）
相模原店（相模原市緑区）
長岡店（新潟県長岡市）
長野店（長野県長野市）

仙台店（仙台市宮城野区）
石巻店（宮城県石巻市）
小山店（栃木県小山市）
青梅店（東京都青梅市）
新潟店（新潟市西区）
甲府店（山梨県甲府市）
松本店（長野県松本市）

札幌東店（札幌市東区）
江戸川店（東京都江戸川区）

フジファイブデイズ

札幌西店（札幌市手稲区）
山形店（山形県山形市）

8. 従業員の状況

	従業員数	前年度末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	387 名	4 名増	32.4 歳	6.4 年
女 性	77 名	13 名増	26.4 歳	2.9 年
合計または平均	464 名	17 名増	31.4 歳	5.8 年

（注）従業員数に、使用人兼務役員は含まれておりません。

9. 主要な借入先及び借入金残高

借 入 先	借 入 金 残 高
(株)三菱東京UFJ銀行	2,079,693 千円
(株)七十七銀行	1,027,169 千円
(株)三井住友銀行	853,234 千円
(株)みずほ銀行	793,234 千円

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 30,400,000株
2. 発行済株式総数 10,208,712株（自己株式276,288株を除く。）
3. 株主数 2,362名（前期比1,054名増）
4. 大株主（上位10位以内の自己株式は除く。）

株 主 名	持 株 数	持株比率
遠 藤 文 樹	3,841,200 株	37.63 %
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	595,990 株	5.83 %
佐 々 木 正 男	562,000 株	5.50 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	519,900 株	5.09 %
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	424,300 株	4.15 %
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	303,300 株	2.97 %
川 口 則 子	245,800 株	2.40 %
(株)七十七銀行	231,000 株	2.26 %
(株)三菱東京UFJ銀行	220,000 株	2.15 %
第一生命保険(株)	198,000 株	1.93 %
損害保険ジャパン日本興亜(株)	198,000 株	1.93 %

（注）持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

１．取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	遠 藤 文 樹	
専 務 取 締 役	佐 々 木 正 男	営業本部長 兼 本社第一営業部部长
常 務 取 締 役	千 葉 和 博	店舗第一営業部部长
常 務 取 締 役	多 賀 睦 実	管理部部長
取 締 役	川 村 尚 言	商品部部长
取 締 役	小 林 秀 貴	店舗運営企画部部长
取 締 役	栗 原 昭 彦	店舗広告企画部部长
取 締 役	猪 股 潔	本社第二営業部部长
取 締 役	沼 倉 歆 一	
常 勤 監 査 役	桜 井 秀 敏	
常 勤 監 査 役	邊 見 慶 二 郎	
監 査 役	佐 藤 茂	佐藤茂会計事務所代表
監 査 役	檜 山 公 夫	

- (注) 1. 取締役沼倉歆一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、沼倉歆一氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役佐藤茂氏及び檜山公夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、佐藤茂氏及び檜山公夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役佐藤茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役檜山公夫氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と社外取締役沼倉歆一氏及び社外監査役佐藤茂氏、檜山公夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

地 位	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	9 名	181,800 千円
う ち 社 外 取 締 役	1 名	1,200 千円
監 査 役	4 名	16,200 千円
う ち 社 外 監 査 役	2 名	3,600 千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年1月26日開催の定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成2年11月4日開催の臨時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

当期中における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	沼 倉 歓 一	当期開催の取締役会13回の全回に出席し、主に長年タイヤ業界で培った専門的知見から発言をいただいております。
監 査 役	佐 藤 茂	当期開催の取締役会13回の全回に、また、当期開催の監査役会13回の全回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から発言をいただいております。
監 査 役	檜 山 公 夫	当期開催の取締役会13回の全回に、また、当期開催の監査役会13回の全回に出席し、主に弁護士としての専門的知見から発言をいただいております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

Ⅳ．会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2．会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計堪忍に対する報酬等の額 19,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,000千円

(注) 1．当社監査役会は、有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

1. 決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

- ① 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めております。
- ② 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
- ③ 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存しております。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク（損失の多寡、不正や誤謬の発生）を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネジメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定しており、リスク管理に関する体制は合理的に整備しております。

このリスク管理方式は、業務の推進過程の中に準備された内部牽制機能によって支えられているものであり、これらが更に有効に機能するよう改善していくものとしております。

取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び使用人の職務の執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しておりますが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとします。

(5) 事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社には、親会社及び子会社等はありませんが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備するものとします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置するものとします。また、当該使用人の人事については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保し、当該使用人は監査役の指揮命令に基づき業務を実施するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたものが当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制をとっております。また監査役は、取締役会のほか、業務報告会議、その他必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めています。併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図っております。管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとっております。なお、監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の半数は社外監査役とし、監査の公正を確保するものとします。監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社の監査の実効性を確保しております。なお、監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとしております。

2. 体制の運用状況の概要

当社は、全役職員に対して規程や業務マニュアル等について周知徹底を図っております。

取締役は、社内規程を整備し、法令並びに定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催しております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

内部監査、財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査計画に基づき実施しております。

(注) 1. 本事業報告の数値は表示単位未満の端数を切り捨て、百分率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(単位：千円)

科目	当期 (平成28年10月31日現在)	前期 【ご参考】 (平成27年10月31日現在)
資産の部		
流動資産	9,096,737	8,742,496
現金及び預金	477,357	324,685
売掛金	2,017,902	1,926,419
商品	5,190,269	5,028,770
前渡金	50,849	106,901
前払費用	137,568	118,958
繰延税金資産	44,885	67,529
未収入金	1,064,788	948,390
未収消費税等	—	144,442
1年以内回収予定建設協力金	41,695	40,605
その他	71,525	35,884
貸倒引当金	△104	△90
固定資産	11,997,409	12,746,677
有形固定資産	10,785,205	11,640,437
建物	4,954,070	4,999,008
建物附属設備	843,226	919,558
構築物	466,179	481,639
機械装置	1,264,772	1,511,885
車両運搬具	60,654	62,589
工具器具及び備品	136,452	157,894
土地	2,690,062	3,296,956
リース資産	216,066	153,305
建設仮勘定	153,720	57,600
無形固定資産	181,456	176,616
ソフトウェア	173,714	167,323
リース資産	2,641	3,773
電話加入権	4,212	4,212
水道施設利用権	888	1,007
ソフトウェア仮勘定	—	300
投資その他の資産	1,030,746	929,622
出資金	23	23
長期貸付金	3,964	4,640
破産更生債権等	—	225
長期前払費用	49,796	50,925
繰延税金資産	145,576	103,976
建設協力金	349,777	322,659
敷金	286,732	263,938
保証金	105,929	105,209
その他	88,947	78,249
貸倒引当金	—	△225
資産合計	21,094,146	21,489,173

科目	当期 (平成28年10月31日現在)	前期 【ご参考】 (平成27年10月31日現在)
負債の部		
流動負債	5,136,636	7,515,161
買掛金	2,917,731	2,698,579
短期借入金	—	2,700,000
1年以内返済予定長期借入金	596,666	726,666
1年以内返済予定リース債務	17,269	11,444
未払金	319,644	350,132
未払費用	102,826	98,736
未払法人税等	389,405	490,583
未払消費税等	407,124	—
前受金	301,058	357,097
預り金	18,814	16,050
前受収益	1,144	—
賞与引当金	64,950	64,670
資産除去債務	—	1,201
固定負債	5,040,394	5,588,010
長期借入金	4,246,666	4,963,333
リース債務	224,860	162,702
退職給付引当金	157,746	97,405
資産除去債務	175,845	157,044
長期未払金	207,525	207,525
その他	27,750	—
負債合計	10,177,030	13,103,172
純資産の部		
株主資本	10,917,115	8,386,000
資本金	1,236,515	531,400
資本剰余金	1,273,115	568,000
資本準備金	1,273,115	568,000
利益剰余金	8,440,150	7,319,266
利益準備金	6,570	6,570
その他利益剰余金	8,433,579	7,312,695
固定資産圧縮積立金	6,014	6,296
特別償却準備金	143,521	167,804
別途積立金	1,300,000	1,300,000
繰越利益剰余金	6,984,043	5,838,593
自己株式	△32,665	△32,665
純資産合計	10,917,115	8,386,000
負債・純資産合計	21,094,146	21,489,173

損益計算書

(単位：千円)

科目	当期		前期 ご参考	
	(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)		(平成26年11月1日から平成27年10月31日まで)	
売上高		29,036,064		27,589,578
売上原価		19,865,967		19,002,220
売上総利益		9,170,097		8,587,358
販売費及び一般管理費		6,969,432		6,389,313
営業利益		2,200,664		2,198,044
営業外収益				
受取利息	5,381		5,487	
受取配当金	1		1	
為替差益	—		73,109	
受取手数料	122		76	
協賛金収入	77,600		111,516	
物品売却益	18,705		21,053	
雑収入	17,027		20,535	
その他	2,267	121,106	—	231,779
営業外費用				
支払利息	9,510		15,654	
株式交付費	14,045		—	
為替差損	36,556		—	
シンジケートローン手数料	500		30,500	
その他	1,947	62,560	1,563	47,718
経常利益		2,259,210		2,382,106
特別利益				
有形固定資産売却益	65,729	65,729	2,100	2,100
特別損失				
有形固定資産売却損	225		—	
減損損失	218,814		—	
その他	8,479	227,518	—	—
税引前当期純利益		2,097,421		2,384,206
法人税、住民税及び事業税	760,400		811,395	
法人税等調整額	△18,956	741,444	△31,535	779,859
当期純利益		1,355,977		1,604,346

株主資本等変動計算書（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	531,400	568,000	568,000	6,570
当期変動額				
新株の発行	705,115	705,115	705,115	
剰余金の配当				
当期純利益				
税率変更による 固定資産圧縮積立金の増加				
固定資産圧縮積立金の取崩				
税率変更による 特別償却準備金の増加				
特別償却準備金の取崩				
当期変動額合計	705,115	705,115	705,115	—
当期末残高	1,236,515	1,273,115	1,273,115	6,570

（単位：千円）

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	6,296	167,804	1,300,000	5,838,593	7,319,266
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当				△235,092	△235,092
当期純利益				1,355,977	1,355,977
税率変更による 固定資産圧縮積立金の増加	149			△149	—
固定資産圧縮積立金の取崩	△431			431	—
税率変更による 特別償却準備金の増加		3,410		△3,410	—
特別償却準備金の取崩		△27,693		27,693	—
当期変動額合計	△282	△24,283	—	1,145,450	1,120,884
当期末残高	6,014	143,521	1,300,000	6,984,043	8,440,150

(単位：千円)

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△32,665	8,386,000	8,386,000
当期変動額			
新株の発行		1,410,231	1,410,231
剰余金の配当		△235,092	△235,092
当期純利益		1,355,977	1,355,977
税率変更による 固定資産圧縮積立金の増加		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩		—	—
税率変更による 特別償却準備金の増加		—	—
特別償却準備金の取崩		—	—
当期変動額合計	—	2,531,115	2,531,115
当期末残高	△32,665	10,917,115	10,917,115

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ……………時価法（振当処理をした為替予約は除く）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………20～38年

建物附属設備……………8～18年

構 築 物……………10～20年

機 械 装 置……………10～17年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「企業会計基準第13号 リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っております。

(4) 引当金の計上方法

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段

為替予約

③ヘッジ対象

外貨建予定取引

④ヘッジ方針

当社は、為替や金利変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的にのみデリバティブ取引を行うものとしております。

⑤ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の残高とヘッジ対象である現在所有もしくは将来取得が確実に予定されている取引の外貨建債務の残高の対応関係について、管理部において把握し、管理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りの変更

退職給付引当金

当社は、当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものです。

この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が45,786千円増加し、同額を退職給付費用として販売費及び一般管理費に計上しております。

4. 貸借対照表の注記

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 2,986,769千円

5. 損益計算書の注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産

用途	賃貸用不動産
場所	栃木県宇都宮市
種類	土地
金額	218,814千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗の移転に伴い、事業用資産から賃貸用資産に用途変更したことにより収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については店舗単位、賃貸用資産及び遊休資産については各物件を個別の資産グループとしております。

なお、本社資産等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。

使用価値は将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。

6. 株主資本等変動計算書の注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	9,680,000 株	805,000 株	— 株	10,485,000 株

(変動事由の概要)

公募増資による増加 700,000株

オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資による増加 105,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	276,288 株	— 株	— 株	276,288 株

(3) 配当金支払額

平成28年1月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 235,092千円

1株当たり配当額 25円

基準日 平成27年10月31日

効力発生日 平成28年1月29日

(4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年1月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議します。

配当金の総額 306,261千円

1株当たり配当額 30円

基準日 平成28年10月31日

効力発生日 平成29年1月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は、輸入取引に係る外貨建取引額の範囲内でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る信用リスクは、販売管理規程及び債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。未収入金は主に主要仕入先からのリベートであり、その信用リスクは限定的なものと判断しております。買掛金、借入金については、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、管理部において適時に資金繰り計画を作成、更新し流動性リスクを管理するとともに、金融機関との当座貸越契約を締結することでリスクを低減しております。また、一部の買掛金は商品等の輸入に伴い為替の変動リスクに晒されておりますが、ヘッジ目的のデリバティブ取引（為替予約取引）を利用してリスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年10月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①売掛金	2,017,902	2,017,902	—
②未収入金	1,064,788	1,064,788	—
資産計	3,082,691	3,082,691	—
①買掛金	2,917,731	2,917,731	—
②長期借入金（※）	4,843,333	4,860,604	17,270
負債計	7,761,064	7,778,335	17,270

（※）長期借入金には一年内返済予定の金額を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

①売掛金、②未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

①買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概況

退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を継続して採用しております。
当社は、当事業年度末に退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更いたしました。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	— 千円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	111,960千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	45,786千円
退職給付債務の期末残高	157,746千円

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	157,746千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	157,746千円
退職給付引当金	157,746千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	157,746千円

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	17,997千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	45,786千円
確定給付制度に係る退職給付費用	63,783千円

④数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）
割引率 0.13%

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	当期 平成28年10月31日現在
繰延税金資産（流動）	
未払事業税等	22,377千円
賞与引当金	19,660千円
その他	2,846千円
繰延税金資産合計	44,885千円
繰延税金資産純額（流動）	44,885千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	47,200千円
長期末払金	62,095千円
資産除去債務	52,616千円
土地	65,473千円
その他	24,071千円
繰延税金資産合計	251,457千円
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△2,572千円
建設協力金	△4,382千円
特別償却準備金	△61,618千円
資産除去債務に対応する除去費用	△37,307千円
繰延税金負債合計	△105,881千円
繰延税金資産純額（固定）	145,576千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
住民税均等割等	1.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.4%

(3) 法人税率等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.5%から平成28年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成29年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	建物	合計
取得価額相当額	588,000千円	588,000千円
減価償却累計額相当額	439,081千円	439,081千円
期末残高相当額	148,918千円	148,918千円

(2) 未経過リース料相当額

	建物	合計
一年以内	35,866千円	35,866千円
一年超	137,658千円	137,658千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	建物	合計
支払リース料	41,066千円	41,066千円
減価償却費相当額	32,136千円	32,136千円
支払利息相当額	5,230千円	5,230千円

11. 1 株当たり情報の注記

(1) 1 株 当 た り 純 資 産 額	1,069円39銭
(2) 1 株 当 た り 当 期 純 利 益	135円41銭
算定に用いられた主要な内訳	
損益計算書上の当期純利益	1,355,977千円
普通株式に係る当期純利益	1,355,977千円
普通株式の期中平均株式数	10,013,534株

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月14日

株式会社フジ・コーポレーション

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今江 光彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジ・コーポレーションの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月14日

株式会社フジ・コーポレーション監査役会

常勤監査役	桜井秀敏	㊞
常勤監査役	邊見慶二郎	㊞
監査役	佐藤茂	㊞
監査役	檜山公夫	㊞

(注) 監査役佐藤茂及び檜山公夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

第1号議案 | 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、中長期視点から経営基盤の確立と自己資本利益率の向上に努め、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、今後の事業展開及び会社を取り巻く環境等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様還元させていただく所存であります。

■ 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、平成28年10月6日に東京証券取引所第一部への上場を果たすことができたことから、記念配当を加え、以下のとおりとしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円（うち、普通配当25円・記念配当5円）
総額306,261,360円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年1月30日

第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 第2条（目的）

今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

② 第3条（本店の所在地）

平成28年10月10日付の宮城県黒川郡富谷町の市制施行による住所表記の変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

③ 第23条（代表取締役および役付取締役）

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役会長及び取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 自動車タイヤの販売 2. 自動車タイヤの修理 3. 自動車付属品、アクセサリーの販売 4. 不動産の賃貸業 5. 玩具、遊戯用具の販売 6. 図書、雑誌その他印刷物の販売 7. 日用品雑貨の販売 8. 食品の販売 9. 洋装繊維製品、スポーツ用品、装身具の販売 10. 電気機器の販売 11. 時計、鞆の販売 (新設) <u>12. 前各号に附帯する一切の業務</u>	第 2 条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 自動車タイヤの販売 2. 自動車タイヤの修理 3. 自動車付属品、アクセサリーの販売 4. 不動産の賃貸業 5. 玩具、遊戯用具の販売 6. 図書、雑誌その他印刷物の販売 7. 日用品雑貨の販売 8. 食品の販売 9. 洋装繊維製品、スポーツ用品、装身具の販売 10. 電気機器の販売 11. 時計、鞆の販売 <u>12. フランチャイズ事業</u> <u>13. 前各号に附帯する一切の業務</u>
第 3 条 (本店の所在地) 当会社は、本店を宮城県<u>黒川郡</u>に置く。	第 3 条 (本店の所在地) 当会社は、本店を宮城県<u>富谷市</u>に置く。
第23条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	第23条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、</u>取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第3号議案 | 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (百株)
ふじ さわ てい じ 藤澤 貞治 (昭和25年8月17日生)	昭和44年4月 宮城県警察 任官 平成17年3月 運転教育課交通聴聞官 任命 平成18年3月 運転教育課管理官兼交通聴聞官 任命 平成19年3月 運転免許課管理官 任命 平成20年3月 鉄道警察隊長 任命 平成21年3月 鳴子警察署長 任命 平成23年3月 宮城県警察 定年退職 平成23年4月 日本通運株式会社仙台支店 入社 平成28年3月 日本通運株式会社仙台支店 退職	—

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者藤澤貞治氏は、社外取締役候補者であります。藤澤貞治氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 取締役候補者藤澤貞治氏は、長年にわたる警察官として培われた企業コンプライアンス面及び反社会的勢力の排除等危機管理面での豊富な経験と知識を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、また、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の決定の件

当社の取締役の報酬は、平成24年1月26日開催の第39回定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることをご承認をいただいておりますが、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当社取締役は9名（うち社外取締役1名）であります。（なお、第3号議案が承認可決されますと取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。）

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日となる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

【インターネットによる議決権行使のご利用の注意点】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、平成29年1月26日（木曜日）午後5時までに行ってください。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。
- ・書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによつて複数回又はパソコン、スマートフォン、タブレット、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- ・議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- ・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- ・パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご利用いただくためのシステム環境

【パソコンを用いて議決権を行使される場合】

(1) 画像の解像度

横1024×縦768ドット以上

- (2) インターネット閲覧ソフト（ブラウザ）
Microsoft Internet ExplorerのVersion 8以上
Firefox 43.0.1以上
Chrome 53以上

※Cookieの設定を有効にしてください。

【スマートフォン、タブレット端末を用いて議決権を行使される場合】

Android Version4.0以降を搭載している機種
iPhone4s以降

※スマートフォンのフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってご利用いただけない場合がございます。

【タブレットPCを用いて議決権を行使される場合】

iOS8以降を搭載している機種

【携帯電話を用いて議決権を行使される場合】

「iモード」「Ezweb」「Yahoo!ケータイ」のいずれかが利用でき、また128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること

※スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がございます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

株主総会会場ご案内図

■ 会 場

仙台市青葉区上杉2丁目1番50号

仙台勝山館

電話番号 022(216)5220

■ アクセス

電車でお越しの場合

地下鉄南北線 北四番丁駅
北(1)出口から徒歩6分

仙台市バスでお越しの場合

仙台駅前バスのりば18番か19番から
市役所経由 鶴ヶ谷方面線または
東仙台(宮)方面
農学部前下車 徒歩約1分

宮城交通バスでお越しの場合

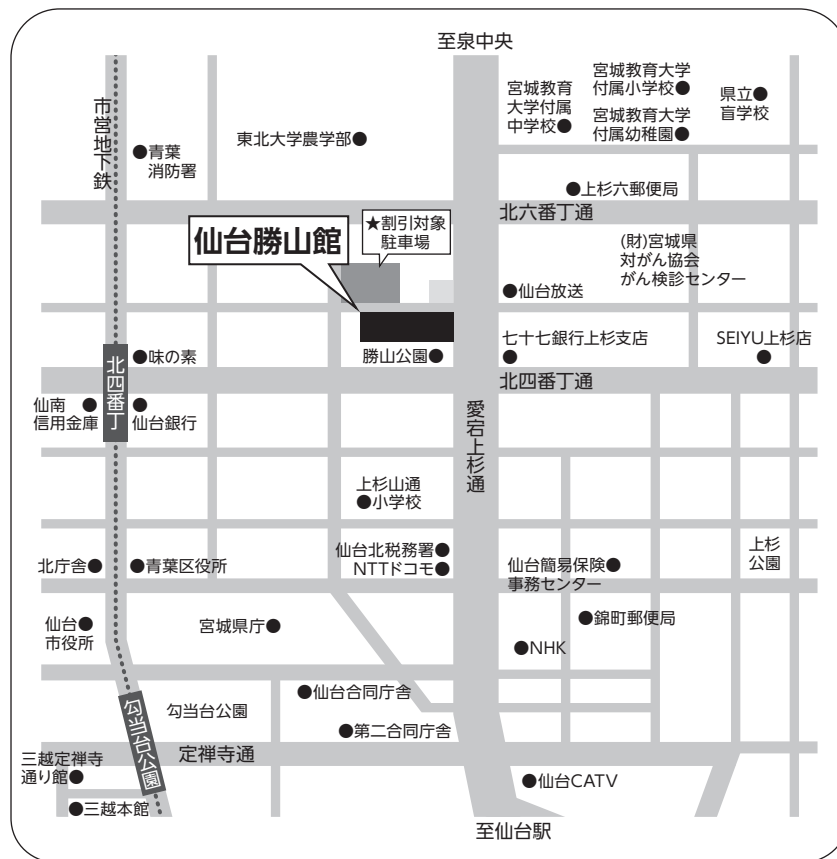
仙台駅前バスのりば2番か3番から
宮城大学前行き、または宮城学院前行き
仙台放送前下車 徒歩約1分

車でお越しの場合

仙台駅より約5分
仙台宮城インターより約15分

駐車場のご案内(上杉北五番丁パーキング)

※ 株主総会出席で3時間迄無料



株式会社フジ・コーポレーション

お問い合わせ先

管理部 / 〒981-3341 宮城県富谷市成田1-7-1

TEL : 022(348)3300 FAX : 022(348)3341

investor-relations@fujicorporation.ne.jp

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。